

「船橋市地域福祉バス借上料補助事業」のご案内

対象団体が貸切バスを借上げた場合に、
その借上料の一部を補助します。

補助内容

補助対象事業

- ◆地域福祉の増進を目的とした①視察、②研修、③社会福祉に関する活動（※1）が対象です。
- ◆団体の構成員（市内在住者）15人以上（※2）が参加する場合があります。（※1）ボランティア、参加者の日常・社会生活の支援活動を指します。（※2）団体の事業活動の補助者及び利用者を含みます。

補助金の額

- ◆団体が負担するバス借上料の1/2の額を補助します。（上限：1回4万円）

補助対象者

市内に活動の拠点を置く、以下の団体とします。

- ・町会・自治会
- ・老人クラブ
- ・いきいき同窓会・学部生
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・地区社会福祉協議会
- ・障害福祉団体
- ・その他福祉活動を行う団体のうち、市長が認めるもの



補助までの流れ

1 事業の計画

団体
・実施日、目的地、
人数等の決定
・バス会社等と相談、
調整

2 バスの手配

団体
・バス会社等にバ
スの手配を依頼

3 補助金の申請

団体
・市に申請書、見
積書などを提出

4 交付決定

市
書類を審査し、交
付の可否を決定
利用団体に通知
書を送付

5 事業の実施

団体
・バスを利用して、視
察、研修などを実施
・バス会社等に借上
料などを支払

6 実績報告

団体
・市に実績報告書、
領収書などを提出
（活動日から起算して
20日以内又は3/31
の早い日までに）

7 補助金の支払

市
書類を審査し、指定
口座に補助金を振
込

裏面にも記載があります

補助金の申請時期

バスの利用月の2か月前の月の1日から末日までの間で申請を受け付けます。

【具体例】

- ・バスの利用日：8月15日
⇒ 補助金の申請：6月1日から30日まで

※書類の持参又は郵送により申請書を提出してください。

バスの借上方法・交付制限

◆バスの借上方法

- ・民間のバス会社等に直接バスの手配を依頼してください。
- ・市では、業者のあっせんやバスの借上げ・予約は行いません。

※一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けて運行しているバスが対象で、**旅館等の送迎バスやレンタカーなどは対象外**です。

※表面に記載の事業の範囲内であれば、実施日、運行時間、運行範囲、行先の制限はありません。(宿泊も可能)

◆補助金の交付制限

- ・補助金の交付は、1団体につき、**1年度当たり2回**まで受けられます。
- ・他の補助金の交付を受けて事業を実施する場合は、補助対象外です。
(重複禁止)

※「1年度」とは4月1日から翌年の3月31日までを指します。

なお、1回目の利用月の翌月から3か月経過後、2回目の利用が可能です。

(例)1回目の利用月が6月⇒10月以降2回目の利用が可。

◆補助金の新規申請受付を停止する場合について

※この事業は、予算額に達した時点で当該年度の申請受付を終了します。

◆その他

※観光、遊興その他娯楽が主な目的の活動は、補助対象外です。

※有料道路通行料、駐車料、保険料、宿泊料などの経費は、補助対象外です。

※バスの利用をキャンセルした場合のキャンセル料は、補助対象外です。

お問い合わせ

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 地域福祉課

〒273-0011 船橋市湊町2-10-18

(書類送付先 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25)

電話 :047-436-2313 FAX :047-436-3315

メール: chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp

